

保護者関係者説明会等で出された要綱（案）等に対する意見とその対応

※【メ】：電子メールによる意見・【説】説明会で出された意見

専門委員会設置要綱に関する意見	区の対応
<p>①専門委員会設置要綱第 4 条について                      再任の回数を限定するというより連続しての再任は 1 回とし、同じ委員が間隔を置いて再度任用されることはありうるという考えをわかりやすく文章化できないか。【メ】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・設置要綱の策定にあたり、「健康対策等検討委員会」では、                         <ul style="list-style-type: none"> <li>①委員会の継続性を確保するために、2 分の 1 ずつの委員が改選されるようにすること</li> <li>②同一の委員が長期間委員となることを避けること等が話し合われ、今回の要綱を策定しているものです。</li> </ul> </li> <li>・第 4 条では、「委員の任期は、2 年とし、1 回に限り再任されることができる。」となっており、最長連続で 4 年間委員となることのできるものです。                      （付則で、最初の委員の任期は 4 年とし、6 人までの委員はその後、2 年間再任されることができるようになっています。）</li> <li>・専門委員会設置要綱は、「健康対策等検討委員会」の判断に基づき策定したことから、現時点では、「健康対策等検討委員会」の判断を尊重したいと考えています。</li> </ul>
基本となる考え方に関する意見	区の対応
<p>①第 2 段落について                      意見：専門委員会は、・・・、費やすことのない方法・「かつ、疑わしい場合は、被害者が相当な救済を得られる」方法「が被害園児等と加害区とのバランスが取れるものとして、追求して」いただいております。・・・とする。                      理由：労力を費やさないことに加えて、疑わしい場合に、被害者が相当の救済を受けられることが、0-6 歳児の園児と、加害区とのバランス上、必要である旨を明記しないと明らかにならない。【メ】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今回の健康対策実施要綱は、裁判によらないで解決できる方法を考えています。そこで、「疑わしい場合」は、専門委員会に申し出ていただき専門委員会に判定していただき、区は、その判定に基づいて対応を行ってまいります。</li> <li>・また、高校入学時にレントゲン写真の提出をいただいたり、平成 31 年以降には、専門委員会の推奨する健康診断を実施するなどの対策を実施してまいります。</li> <li>・そこで、当然、「疑わしい場合」についても、専門委員会の判定に基づいて対応を行うことになるものです。したがって、原文のままとするもののほうが意味が伝わりやすいと考えます。</li> </ul>

基本となる考え方に関する意見	区の対応
<p>②第3段落について  意見：このような・・・影響が「懸念される」場合、・・・とする。  理由：疑わしきは被害者の利益にの考え方を組み入れる。【メ】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原文は「万一、アスベストばく露の健康に対する影響が明らかになった場合」となっており、「影響が明らかにならなければ」対応をしないのではないかといった誤解を招く文章ともなっています。因果関係が明確でない時点でも、アスベスト関連疾患が発症した場合は、専門委員会に判定していただくよう手続きを進めます。</li> <li>・そこで、ご指摘の趣旨に沿って、この部分を「万一、さしがや保育園アスベスト健康対策実施要綱第10条に規定する疾患が発症した場合」と変更します。</li> <li>・たとえば、万一「肺がん」が発症した場合も、同要綱第10条に規定する「疾患」ですから、「さしがや保育園アスベスト健康対策実施要綱」に規定してある内容に従って、区が誠意を持って対応することがより明確になると考えます。</li> <li>・なお、「懸念される場合」についても、専門委員会に判定いただくこととなります。</li> </ul>

健康対策実施要綱（案）に関する意見	区の対応
<p>①第10条について  最終報告155ページに「遺族補償」という項目が入っている。要綱には入っていない。また、関連費用のイメージが保護者側としては労災程度というのではなじまない。（こちらに落ち度はなかったという意識がある。）損害を負担するというほうがわかりやすい。【メ】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ご指摘の通り、第10条を「…葬祭費、弔慰金、遺族補償等…」と修正します。</li> <li>・関連費用の目安を今回の要綱等に明記はいたしません。</li> </ul>
<p>②第10条（2）、第11条について  健康対策等専門委員会の中でも、肺がんのグレーゾーンの基準を現在の任期の残り1年のうちに策定していくという話が出ていた。専門委員会の重要な仕事となるので、文章化してほしい。【メ】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成18年12月19日、第13回文京区立さしがや保育園アスベスト健康対策等専門委員会で、肺がん等の判定基準を策定していく旨の確認をいただきました。</li> <li>・このことは、議事録の中に明記いたします。</li> <li>・議事録などについても、ホームページでも確認いただけるよう、現在作業を進めています。</li> <li>・こうしたことから、ご指摘の趣旨はすでに議事録などで担保されていると考えます。</li> </ul>

健康対策実施要綱（案）に関する意見	区への対応
<p>③第12条について 含有建材については文京区は他の区より真摯に対応しているので、含有建材についても密封とっていいのではないかと。【メ】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・文京区では、建築物の解体工事に伴う騒音等の紛争予防とアスベストの飛散防止対策の徹底を図るため、「文京区建築物の解体工事前周知等に関する指導要綱」を策定しました。</li> <li>この要綱では、すべての建築物について解体工事の届出を義務付けました。この届出の中で飛散性アスベストについて使用状況を把握し、吹付け耐火被覆材等が使用されている場合は、現場実査、分析表の提出の指導を行っております。解体工事によっては、非飛散性アスベスト成形板（アスベスト含有建材）が含まれていることがあります。その場合は、飛散しないように防塵シートの養生、散水、手作業による解体を行うよう指導しております。</li> <li>今後、国及び都において非飛散性アスベストの扱いについて方針が出るものと推測しております。文京区においてもそれらの方針に従い対応していきます。</li> </ul>
<p>④肺がんなどについては、判断基準を作成することとなるようだが、立証責任についてもすべて区にあると要綱に規定できないか。【説】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・万一、健康対策実施要綱第10条に規定するアスベスト関連疾患が発症した場合は、医学的な専門知識をお持ちの専門委員会に判定をお願いすることになります。また、このとき、関係者の立場に立ち対応していくことを基本的な考え方として明記しました。</li> <li>・区は、専門委員会の判定結果にしたがって誠意を持って対応していきます。</li> <li>・しかし、万一、こうした専門委員会や区への対応に納得いただけない場合は、裁判になると予想されます。裁判となった場合には、通常の裁判手続きに従って対応することになります。</li> <li>・こうしたことから、要綱上、「立証責任はすべて区にある」との規定はできないものと考えます。</li> </ul>